

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

最高裁判所に対しては、刑訴応急措置法一八条のように、特に最高裁判所に抗告を申立てることが許された場合の外、抗告をすることが許されないものであることは当裁判所の判例とするところである。しかして、本件抗告は右許される場合の抗告にあたらないことは申立書自体により明白である。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四六六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年五月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎